

今月のテーマ

障害のある人の生活実態調査から見えるもの

2012年、さまざまな障害者団体に協力を得て行なった調査では、障害のある人の圧倒的多数が年収200万円以下の「ワーキングプア」の状態にあることがわかりました。障害者権利条約のめざす、「他の者との平等」とは程遠い実態が数値からも明らかになった調査でした。

今回、きょうされんでは、前回調査よりもさらに回答者数を増やし、障害のない市民との比較による格差の実態、前回調査からの変化を検証することを目的に調査を行いました。

■前回調査で明らかになったこと

2012年の調査で明らかになった主な特徴点は、次の通りです。ひとつ目に、厳しい所得実態

に置かれているということ。98・9%の人が年収200万円以下、そのうち半数以上が年収100万円以下という所得に置かれていました。生活保護利用者の割合も一般の人に比べて6倍以上となっていました。

次に親との同居割合が非常に高いという特徴が見られました。各年代でみると50代前半までは、親と同居しているという人の割合が最も高く、特に40代前半までです。約6割が親との同居生活となっていました。

その他、所得が低くなればなるほど休日と親と過ごしている割合が増えること、結婚している人は全体の4%というとても低い割合であったこと等も大きな特徴でした。このように障害のない人と大

きく異なる傾向の背景には、所得水準の低さが影響していると推測できる調査結果でした。

■今回の調査概要

今回の調査の対象は、きょうされん加盟の事業所を中心に、関連する障害者団体にも協力を得て、約半年間で1万4745人から回答を得ることができました。性別では、男性が約6割、女性が約4割で、年齢階層では、40歳から44歳が最も多く13・9%で、平均年齢は41歳、最高齢は92歳でした。

主な障害種別は、重複を含めて知的障害が64・7%と最も多く、身体障害26・6%、精神障害25・1%、発達障害6・5%、難病1・4%、その他0・8%という割合でした。

日中の主な活動の場では、圧倒的多数が、就労継続支援B型の46・3%で、生活介護が35・8%、地域活動支援センターが8・9%となっていました。

「誰と暮らしているか」では、親と同居が54・5%と過半数を占め、次いで、友だちが28・2%、きょうだいが22・7%でした。一人暮らしをしている人は9・5%と一割にも満たない数でした。

「どこで暮らしているか」では、自宅が77・2%で大半を占め、グループホームが19・6%、入所施設が10・3%でした。

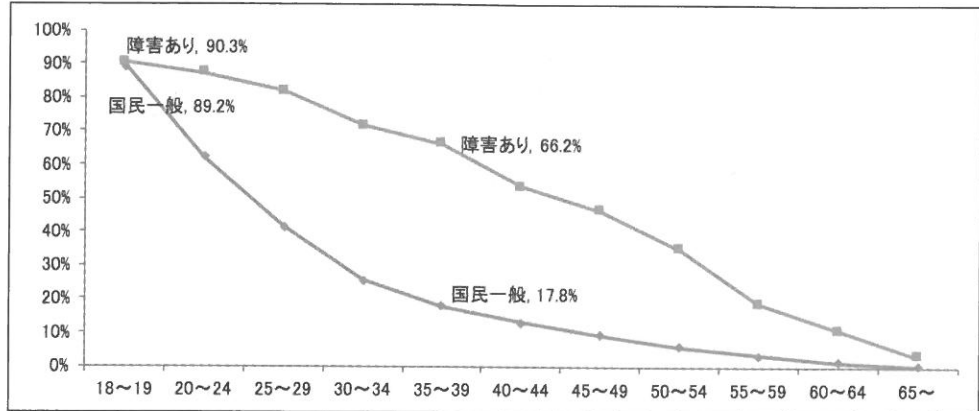
■56・1%が相対的貧困以下

収入状況では、生活保護制度の利用は、全体の11・4%でした。これは、被保護実人員216万6381人を総人口で割った生活保護を受けている人の割合（2016年2月時点）、1・7%に対し、6倍以上も高い数値となりました。

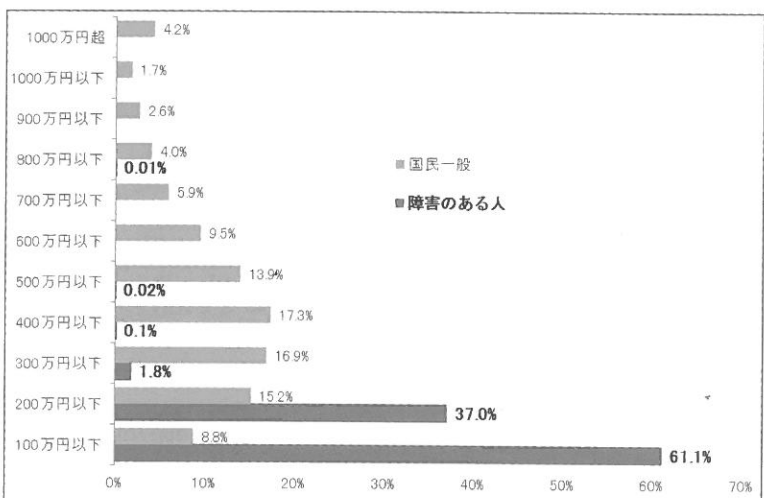
また、生活保護利用以外の障害のある人の主な収入は、障害基礎年金1級が35・7%、2級が41・5%、障害厚生・共済年金では4・4%となっていました。

障害基礎・厚生年金、障害手当、給料、工賃などすべて含む本人の月額収入では、4万2000円以上8万3000円未満が44・6%と最も多く、次いで8万3000円以上10万5000円未満が22・0%、10万5000円以上12万5000円未満10・6%という結果でした。これは、障害のある人実に56・1%が相対的貧困の生活に置かれていることになりました。

その他、今回新たに感じられた



▲障害のある人とない人の親との同居している割合比較



▲障害のある人と国民一般の収入比較

点として、地域による格差の問題があります。都市部など財政の豊かな地域では、障害者への手当制度が充実しており、所得を補うしくみとして重要な役割を果たしていました。

■50代前半まで「親依存の生活」

暮らしぶりでは、全体で同居者を親、兄弟、祖父母、親類と答えた人が83・9%と5人に4人の割合

合でした。特に親と答えた人は54・5%と半数以上を占める高い割合となっていました。これを年代別にみると、年齢層が上がっていくに従って親、きょうだいの同居生活の割合が下がっていました。40代前半までは、親との同居が50%を超えており、50代前半でも3人に1人以上が親との同居生活となっていました。

つまり、親の年齢が上がるにつれ、親との同居生活が困難となり、グループホームや入所施設、または一人暮らしという生活スタイルに変化していったと推測できます。

■何も変わっていない実態

このように今回の調査結果からは、前回調査とほぼ同様の水準、傾向が明らかになりました。その水準の低さは社会の最下層に置き去りに

されていると言わざるをえません。障害のあるなしに関わらず自立した生活を送るうえで経済的自立は欠くことができません。障害基礎年金の水準は30年前と変わっていません。この見直しなど抜本的、重層的な所得保障制度の拡充が望まれます。

また、50代まで半数近くの人が親に支えられるのがあたり前となっている家族依存についても深刻です。そもそも親が支え続けることを前提とする民法の扶養義務制度の見直しが必要ですが、こうした大きな制度変更を待つことなく、当面の手立てとして住まいの場の量的整備などにより、暮らしの場を選べるようにするなど期待されます。

このように成人期の障害者の置かれている状況は障害者権利条約批准後も大きく変わっていません。権利条約の求める水準に照らしてさまざまな制度のつくり直しをする必要があり、そのためにもこうした実態把握を国家の責任ですすめてほしいと願います。

北條正志（ほうじょう まさし）
きょうされん東京支部